

八雲地区学童保育クラブ（仮称）の運営委託事業者の再公募について

1 経緯等

八雲住区センター児童館学童保育クラブの超過対応として、今年度に限り八雲住区センター地下1階住区活動室を暫定活用しつつ、早急に来年度以降の対応を図るため、八雲地区学童保育クラブ（仮称）の運営委託事業者を公募したが、応募がなかった。

そのため、公募内容の一部を別紙のとおり変更し、再公募する。

2 当初公募結果等

公募要項掲示期間 平成29年5月24日～（公募開始の案内を20社に送付）

事業者説明会 平成29年6月2日（参加事業者6社）

申請書提出期間 平成29年6月19日～20日（申請0社）

アンケート実施 平成29年6月21日～28日（6社に送付し、5社から回答）

3 再公募施設の概要（予定）

(1) 施設種別

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

(2) 開設予定

平成30年4月1日

(3) 公募対象地域

八雲1・2・4・5丁目1～14番、柿の木坂1・2丁目、中根1丁目1～22番

(4) 対象者

小学校1年生から小学校6年生までの保育が必要な児童

(5) 定員

20人から30人

(6) 実施日

月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの期間を除く）

(7) 実施時間

ア 学校休業日以外 下校時から午後7時まで

イ 学校休業日 午前8時から午後7時まで

(8) 職員配置の最低基準

ア 全職員のうち、2名以上を常勤職員とすること

イ 事業実施期間中は、職員を常時2名以上配置すること

4 応募の資格・条件

(1) 応募資格

平成29年4月1日現在、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県において、放課後児童健全育成事業を1年以上運営している、法人格を有する事業者であること。

(2) 応募条件

ア 次の「5 施設要件」に示す施設が確保されていること。

イ 平成30年4月1日の事業開始に向けて、事業の運営を円滑に進めるため、平成29年度中に区と協力しながら開設準備が行えること。

ウ 区が定める目黒区児童館・学童保育クラブ運営指針に基づき、安定した質の高い事業を実施することができること。

5 施設要件

(1) 概ね80㎡から100㎡程度の延床面積を確保していること。

(2) 育成室は、定員1人あたり1.65㎡以上を確保し、採光、換気等入所児童の保健衛生上の考慮が十分なされていること。

(3) 施設の設置環境に応じて、必要な防音対策、防犯対策を講じること。

6 施設整備に対する補助及び運営等の委託料

(1) 施設整備

ア 対象経費 物件改修費、設備の整備、備品購入、賃料

イ 補助限度額 3,000万円

(平成29年度目黒区一般会計補正予算(第1号)に計上予定)

(2) 開設準備(別途、開設準備委託契約を締結予定)

(3) 運営委託契約(平成30年度予算措置により支払う)

ア 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(以後毎年度、区の運営評価により継続が適当と認められた場合は、契約を更新することができる)

イ 対象経費 人件費、事業費、管理費、賃料等

7 事業者の選定

(1) 選定方法

区子育て支援部職員及び外部有識者(児童福祉に関する学識経験者及び経営状況関係の審査のみに当たる経営に関する有識者)で構成する選定委員会を設置し、第一次審査(書類審査)と第二次審査(運営施設の視察及びヒアリング)の二段階で実施する。

(2) 評価項目

評価項目 (大項目)	主な小項目
法人運営	経営理念、人材確保・育成、財務状況
既存施設の状況	運営組織、職員体制、安全対策、危機管理
公募施設の事業計画	基本方針、保育計画、職員採用・配置
施設整備	施設整備計画
視察・ヒアリング	運営組織、職場環境、事業計画の確実性、参画意欲

8 今後の予定

平成29年8月	運営委託事業者再公募開始
9月	公募申請書類受付
11月	運営委託候補事業者決定
12月	施設整備開始
平成30年3月	開設準備
平成30年4月	開設・事業運営開始

以 上

当初公募時と再公募時の変更点

項目		当初	再公募
3 再公募施設の概要	(3) 公募対象地域	八雲1・2・4・5丁目1～14番 柿の木坂1・2丁目	八雲1・2・4・5丁目1～14番 柿の木坂1・2丁目 中根1丁目1～22番
	(5) 定員	35人～40人	20人～30人
	(8) 職員配置	常勤職員3人 非常勤職員3人 臨時職員1人（緊急対応の際に配置）	全職員のうち、2名以上を常勤職員とする 事業実施期間中は、職員を常時2名以上配置する
5 施設要件	(1) 延べ床面積	概ね100㎡～150㎡	概ね80㎡～100㎡
6 施設整備に対する補助及び運営等の委託料	(1) ア 対象経費	物件改修費 設備の整備 備品購入	物件改修費 設備の整備 備品購入 賃料
	(1) イ 補助限度額	1,200万円	3,000万円

(参考)

公募対象地域

目黒区八雲1、2、4、5丁目1～14番、

目黒区柿の木坂1、2丁目、

目黒区中根1丁目1～22番

